

R7 みう保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人祥和会
所 在 地	さいたま市緑区美園4丁目5番地27
電 話 番 号	048-878-1888
代 表 者 氏 名	理事長 石合 一賀

2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業をおこなうことを目的とする。
運 営 方 针	<ul style="list-style-type: none">・本園は、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。・本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。・本園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。・本園は、児童福祉法その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

3 提供する保育の内容

名 称	みう保育園
所 在 地	さいたま市緑区美園4丁目5番地27
電 話 番 号	048-878-1888
認 可 年 月 日	平成22年3月31日
施 設 長 氏 名	石合 一賀
職 員 数	28人(支援職員2名含む)
取扱う保育事業の種類	通常保育・延長保育・地域子育て支援事業

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
施設長	1人	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため、必要な指揮命令を行なうとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
主任保育士	1人	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、育に従事し、その計画立案実施記録及び家庭連絡等の業務を行う。園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。
保育士	14人以上	保育に従事し、その計画立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
栄養士	1人	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成し給食及びおやつを調理する。
保育補助 支援含む	3人以上	子育て支援員及び保育資格勉強中の職員が保育のサポートをする。
調理員	2人	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
事務員	1人	(庶務及び会計事務)処理について園長を補佐する。
嘱託医	1人	園児の健康管理業務を行う。
嘱託歯科医	1人	園児の歯科検診業務を行う。

- 各職種とも必要な場合は他の職種の手伝いに入れます。

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	保育標準時間認定	7時00分から18時00分まで 延長保育は18時00分から19時00分まで
	保育短時間認定	8時30分から16時30分まで 延長保育は、 7:00～8:30までと 16:30～19:00まで
休所日	土曜日	7時00分から18時00分まで
	標準時間 短時間	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種類	理由	金額
保育料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。	
延長保育料	30分200円・1時間400円	
月極延長保育料	30分延長…2,000円・1時間延長…3,500円	
	保育園の終業時刻（月～金19:00、土は18:00）を過ぎた場合は時間内の延長とは別に15分あたり700円で上限なし（閉園時間外ですので、出来るだけ時間内にお迎えに来られるようにしてください） 公共機関の遅れに関わらず。但し、非常災害時は除く。	
土曜保育利用料	給食代 200円（主食70円・副食130円） (3.4.5歳児クラス)	
実費徴収	別紙	
上乗せ徴収	別紙	

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	6人	8人	10人	12人	12人	12人	60人

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事項	内容
欠席する場合	園児が欠席する場合は8:30までにご連絡下さい。 (連絡はルクミーでお願いします。)
送迎が遅れる場合	電話で、連絡してください。
代理の方が、お迎えに来られる場合。	必ず、事前に連絡をしてください。
嘱託医について	嘱託医は、年2回園児の健康診断を行うものとする。 嘱託歯科医は、年1回園児の歯科検診を行うものとする。 内科医 平井こどもクリニック 平井 克明先生 歯科医 なかよし家族の歯医者さん 巣瀬 賢一先生
投薬について	処方箋以外のお薬と解熱剤・吐き気止め・下痢止めは、原則としてお預かりできません。
利用開始に関する事項	本園は市長村から保育の実施について、委託を受けた時はこれに応じるものとする。

利用の継続について	継続書類に記入し、提出してください。
利用終了時	<p>本園は以下の場合には保育の提供を終了するものとする。</p> <p>① 園児が小学校に就学したとき ② 2号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなった時 ③ 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなった時 ④ 保護者から退園の申し出があったとき ⑤ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき</p>

9 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、医療機関の連絡をとる、又は受診するなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 保育中に次のような事態が起こった場合、お迎えをお願いする事が有ります。お迎えが困難な場合とか、緊急を要すると思われる場合は、医者に連れて行くか救急車を呼ぶ等致します。
- ①体温が 37.5°Cを超えた場合は、保護者に電話連絡を入れますので、お迎えをお願いします。
- ②下痢や嘔吐で体調不良の場合。
- ③保育中にケガをした場合は、保護者に電話連絡を入れてから医者に行きます。ケガがひどい場合などにはお迎えをお願いします。
- ④その他、保育を続けるのに不安が有る場合はお迎えをお願いします。

10 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出 書	緑区 緑消防署 平成24年5月23日届出 防火管理者 氏名 石合 一賀
避 難 訓 練	火災及び地震を想定した避難訓練・消火訓練（月1回）を実施します。
防 災 設 備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・非常用電源・誘導灯・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理
避 難 場 所	第1避難場所・・・美園小学校・園庭 第2避難場所・・・美園支所・旧美園中学校跡地

次のような事態が起こった、又は予定された場合、休園や、保育時間の短縮をお願いする場合があります。

- ① 自然災害（台風、大雨、大雪など）により「避難準備・高齢者等避難開始情報」（レベル3）或いはそれ以上の避難情報が保育園の有る地域に発表された場合。
- ② JR等により、さいたま市内の鉄道等の路線の「計画運休」が発表された場合。
- ③ 電気、ガス、水道等の供給に支障があり、保育園の運営に支障が有る場合。
- ④ その他、保育の実施が困難な事態が発生した場合。

★災害発生時は広域避難場所などに避難する場合もあります。玄関に張り紙をしますので、ご確認ください。緊急連絡票に名前が書いてある方にお子さんをお渡しします。電話もほとんど通じませんのでお迎えに来られる方にお知らせしてください。

園児の安全、職員の安全を確保して、保育園の運営を続けていくためにご協力をお願いします。

1.1 虐待の防止のための措置に関する事項

- （1）設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- （2）児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- （3）児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年虐待研修に職員派遣、受講させています。

1.2 その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容
年間行事計画	入園のしおり（P10）をご覧ください。
食事の提供	入園のしおりをご覧ください。
職員の研修	各常勤職員が、年に1～2回保育園業務に必要な研修を受ける。
損害賠償保険への加入	傷害保険(スポーツ振興センター災害共済給付制度) ・主催行事参加者傷害保険・賠償責任保険 個人情報漏洩対応保険
保育内容に対する相談・苦情窓口	職員全て、ご意見を賜りますが、担当者と責任者も設けて有ります。担当：主任保育士・責任者：園長 又、社会性や客観性の確保、特性などに配慮した対応を

	推進するため、第三者委員を設置しています。
個人情報の取扱	園内に掲示してあります。

※解決のための第三者委員について

(1) 第三者委員 木村・東谷法律事務所
東谷 良子 弁護士
電話 048 (829) 9591

(2) 第三者委員 河野 光成
住所 東京都練馬区北町8丁目12番6号
電話 048 (682) 0002 (まきば保育園)

別表

- 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 主食費 1,000円・副食費 6,000円
 • 2号認定を受けた子どもに係る給食費 (3.4.5歳クラス給食費)
 1ヶ月 7,000円 (副食費が国、さいたま市等から支給される方は主食費として1,000円)
 • 土曜保育利用は、給食費別途1回200円
 • 共済掛金負担金…240円(年)
- 2 保育の提供に要する実費負担額

0.1.2歳 布団レンタル代	月 330円 4月～9月 1,980円 10月～3月 1,980円 2回に分けての集金になります。
年間教材費 運動会・発表会・夏祭りプレゼント 持ち帰り製作 (こいのぼり・七夕・クリスマス・おひな様・保育参観持ち帰り)	0歳 2,300円 1歳 2,700円 2歳 3,000円 3歳 3,500円 4歳 4,100円 5歳 4,700円
3歳遠足代	都度実費
4歳遠足代	都度実費
5歳遠足代	都度実費
1歳 たれ付きカラー帽子	1,100円
2歳 体操着・スマック	実費
3歳 おたより帳・おたよりシール・のり・ 自由画帳・クレヨン・粘土・粘土ケース・ 粘土ベラ・粘土板	おたより帳 380円 おたよりシール 290円 自由画帳 350円 のり 135円

	クレヨン 665円 粘土 275円 粘土ケース 280円 粘土ベラ 275円 粘土板 370円
4歳 鍵盤ハーモニカ（ホースも含む）	6,100円
4・5歳 おたより帳・おたよりシール 自由画帳・粘土	おたより帳 380円 おたよりシール 290円 自由画帳 350円 粘土 275円
5歳 卒園準備金 (令和6年度は3,760円)	実費（賞状・賞状筒・卒園文集・記念品・ コサージュ・花代）

3 上乗せ徴収額

① リトミック指導
実施理由：ピアノや歌に合わせて身体を動かすことの楽しさを知る。
対象年齢：ほほえみ組・ゆめ組・あい組
月1回 月7,000円 0.1.2歳28人で1人あたり月250円になります。 0歳は、6月から3月（10ヶ月）で2,500円。 1・2歳は、5月～3月の11ヶ月分で=2750円
② 英語指導
実施理由：簡単な挨拶、物や色の名前、曜日の名前等を絵本や音楽を通して覚え、 英語の発音に慣れるため。
対象年齢：きぼう組・ゆうき組・ひかり組
月2回 月25,000円 3.4.5歳41人で1人あたり月609円になります。 半期に一度集金 4.5.6.7.8.9月（6ヶ月分）3654円なので3650円 10.11.12.1.2.3月（6ヶ月分）3654円なので3650円
③ 音楽・楽器指導

実施理由：リズム感・音感を養い、音楽の素養を身につけるため。

5歳は和太鼓の練習を通じ、日本の伝統の心を育む。

対象年齢：ゆうき組・ひかり組

月1回 月38,500円

（鍵盤ハーモニカ・和太鼓・楽器演奏）

4.5歳28人で1人あたり月1375円

4月から3月

半期に一度集金します。

前期 4.5.6.7.8.9月分（6ヶ月分）8250円

後期 10.11.12.1.2.3月分（6ヶ月分）8250円

④茶道指導

実施理由：日本の心を養い、落ち着いた習慣を身につけるため。

対象年齢：ひかり組

月1回 月7,000円 園負担

4月～3月の実施予定です。

⑤ 体操指導

実施理由：体を動かすことの楽しさを知り、バランス感覚や瞬発力、柔軟性を養うため。

対象年齢：ゆうき組・ひかり組

（鉄棒・組体操・サッカー・マット運動・縄跳びなど）

月1回 月1,6000円 園負担

4月～3月実施の予定です。

※一ヶ月毎の分割払いを希望される方は、園長・主任までお申し出ください。